

売却区分番号	4155-1		
見積価額	¥7,800,000	公売保証金	¥800,000
財産の表示	1 所在 神奈川県横須賀市根岸町三丁目 地番 14番5 地目 宅地 地積 150.49平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	近隣商業地域 準防火地域 第3種高度地区 日影規制（5時間－3時間） 宅地造成等工事規制区域 まちづくり協定区域（北久里浜地区） 屋外広告物規制地域（第2種許可地域） 建蔽率 80% 容積率 300%		
接道状況	北東側 幅員約15メートル舗装市道		ほぼ等高接面
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	所有者が所有する件外建物（家屋番号14番5の2）の敷地として使用		
特記事項	滅失しているが、滅失登記のない建物（家屋番号14番5）の登記あり 対象物件は国税徴収法第89条の2第1項の規定により、換価の執行を決定している。 公売により、対象物件につき、件外建物（家屋番号14番5の2）のために法定地上権が成立する。		
住居表示等	神奈川県横須賀市根岸町3丁目14番5号		
最寄駅等	京浜急行電鉄 久里浜線 北久里浜駅 徒歩約5分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

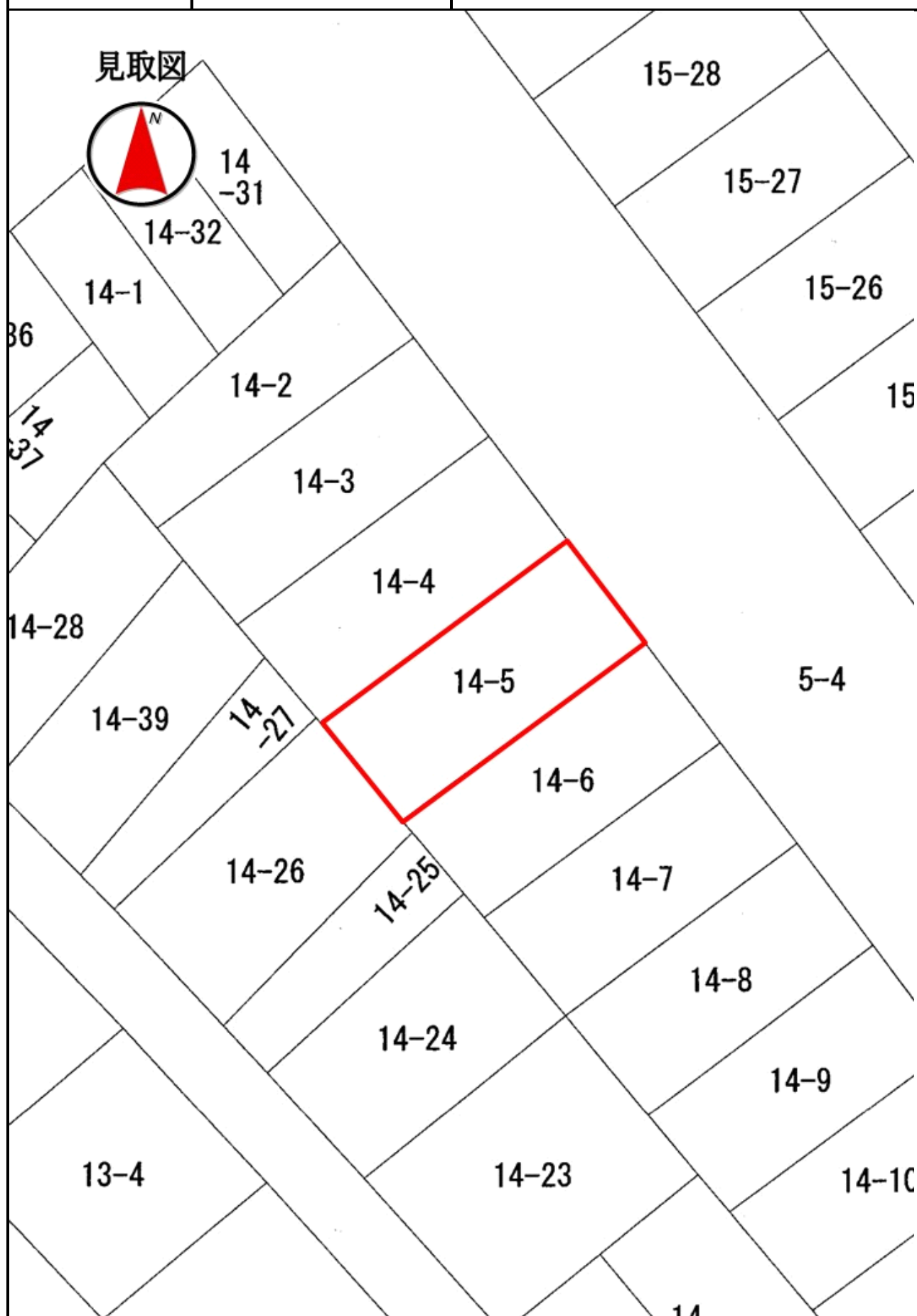
売却区分番号

4 1 5 5 - 1



売却区分番号

4 1 5 5 - 1



売却区分番号

4155-1

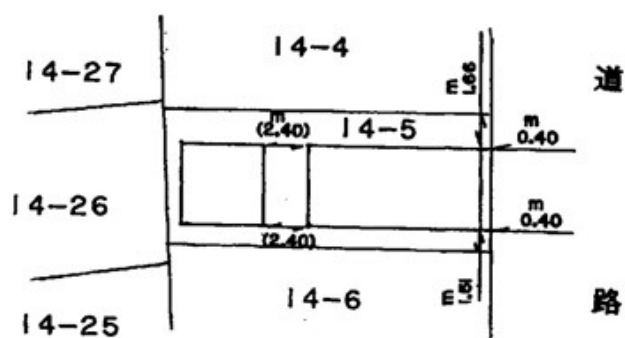
家屋番号

14番5の2

建物図面
各階平面図

建物の所在

横須賀市根岸町三丁目14番地5



※建物（家屋番号14番5の2）は公売財産に含まれません。